

令和4年度インターネット販売拡大支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、新型コロナウイルス感染症拡大により、売上又は収益が減少する等の経営上の影響を受けた事業者のうち、インターネット市場での県産食品の販売拡大に取り組む事業者に対し、予算の範囲内において、インターネット販売拡大支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において、「中小企業者等」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者、中小企業団体の組織に関する法律（令和元年法律第71号）第3条第1項に規定する者、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する者（公益認定を受けたものを含む）をいう。ただし、次項に掲げる「みなし大企業」は除く。

2 この要綱において「みなし大企業」とは、次のいずれかに該当する企業をいう。

- 一 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項の規定により国の施策の対象とされる中小企業者以外の会社（以下「大企業」という。）が単独で所有していること
- 二 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有していること
- 三 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めること
- 四 その他第1号から第3号のいずれかに相当すると認められる中小企業

3 この要綱において「県産食品」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 県内で生産若しくは製造の最終工程が行われた食品
- 二 県内の事業者が企画し、県内で生産された食材を主原料として製造された食品
- 三 第1号及び第2号に掲げるもののほか、知事が適当と認めたもの

4 この要綱において、「食品製造業者等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 日本標準産業分類（平成25年10月改定、平成26年4月1日施行）に規定する飲食料品卸売業に係る卸売業者及び小売業者
- 二 日本標準産業分類（平成25年10月改定、平成26年4月1日施行）に規定する食品製造業及び飲料・たばこ・飼料製造業に係る業者
- 三 第1号及び第2号に掲げるものを含む団体
- 四 第1号から第3号に掲げるもののほか、知事が適当と認めたもの

(交付対象事業者)

第3 補助金の交付対象となる事業者は、県内に事業所を置く中小企業者等のうち、県産食品を複数取り扱う食品製造業者等（以下「補助事業者」という。）とする。ただし、新型コロナウイルス

ルス感染症拡大により、売上又は収益が減少する等の経営上の影響を受け、かつ、直近1期分の決算におけるインターネット販売の売上額が全体の売上額の10%未満である事業者に限る。

(交付対象経費及び補助率)

第4 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率は、別表に定めるところによる。

2 補助対象経費は、本補助金の交付決定以降に実施した事業のみを対象とする。

(事業の実施期間)

第5 この事業の実施期間は、原則として交付決定日から交付決定年度の11月末日までとする。ただし、8月1日以降の交付決定分については、交付決定年度の12月末日までとする。

(交付の申請)

第6 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 交付申請は、補助事業者1者につき1件限りとする。

3 補助事業者は、補助金の申請をするに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

4 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

一 補助事業計画書（別記様式1-1）

二 補助事業費積算明細書（別記様式1-2）

三 補助事業スケジュール（別記様式1-3）

四 直近4期分の決算報告書〔法人の場合〕又は確定申告書〔個人の場合〕の写し

五 登記事項証明書（全部事項・現在事項）〔法人の場合〕又は代表者の住民票抄本〔個人の場合〕（発行日から3ヶ月以内のものに限る）

六 納税証明書（税目：全ての県税）の原本（発行日から3ヶ月以内のものに限る）

七 暴力団排除に関する誓約書（別記様式1-4）

八 その他知事が必要と認める書類

5 次の各号のいずれかに該当する者は、交付申請をすることができない。

一 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等

二 県税に未納がある者

三 国内外の法令に反する業務を行っている者、公序良俗に反する業務を行っている者、並び

に反社会勢力又はこれに類似する企業・団体・個人等である者

- 6 知事は、前項第1号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警察本部長あて照会することができる。

(交付の決定)

第7 知事は、補助金の交付決定に当たっては、あらかじめ事業内容を審査するものとし、その審査方法については別に定める。

- 2 同一の補助事業者が同一の内容において、他補助事業と併用して本補助事業の交付決定を受けることはできない。

3 知事は、交付決定に当たって、第6第3項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、当該申請に係る補助対象経費から当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

4 知事は、第6第3項ただし書きの規定により交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定時において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助事業の内容及び経費の配分の変更)

第8 補助事業者は、補助事業の内容及び経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ様式第2号による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる変更についてはこの限りでない。

- 一 補助事業に要する経費の30%以内の変更をしようとする場合
- 二 補助目的に変更をもたらさない事業計画の細部の変更である場合

2 知事は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第9 補助事業者は、規則第8条第2項第2号により補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第3号による申請書を知事に提出しなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第10 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに様式第4号による報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(遂行状況報告)

第11 規則第10条の規定による状況報告は、様式第5号によるものとする。

- 2 知事は、前項の報告のほか、必要と認めるときは、現地調査を行うことができる。

(実績報告)

第12 規則第12条第1項の規定による実績報告書は、様式第6号によるものとする。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うにあたって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業実績書（別記様式6-1）
- (2) 補助事業用帳簿（別記様式6-2）
- (3) 見積書、契約書、請求書及び領収書等の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付)

第13 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額を確定後に交付するものとする。ただし、知事は、補助事業の遂行上必要があると認めたときには、規則第15条ただし書の規定により概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、前項ただし書の規定により補助金の交付を受けようとするときは、様式第7号による補助金概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記様式第8号により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(国又は地方公共団体補助事業との重複の取扱い)

第15 国又は地方公共団体が実施する食品製造業者等に対する本事業と類似する補助事業と本事業が重複する場合において、補助金の額は本事業の補助対象となる経費から国又は地方公共団体が交付する補助金等を差し引いた額に補助率を乗じた額とする。

(他事業との重複の取扱い)

第16 本事業の交付決定を受けた後に、県が実施する食品製造業者等に対する類似する補助事業の交付決定を受けた者は、様式第3号により知事に申請し、廃止の承認を受けなければならない。

(書類の提出部数)

第17 この要綱により知事に提出する書類は、日本工業規格A列4番(A4判)で作成することとし、提出部数はそれぞれ1部とする。

(成果の報告)

第18 知事は、補助金の交付を受けて実施した補助事業の成果について、必要があると認めるときは、補助事業者に報告させることができる。

(その他必要な事項)

第19 補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年5月25日から施行し、令和4年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、令和4年7月8日から施行し、令和4年度予算に係る補助金に適用する。
- 3 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表（補助金の対象となる経費等）

1 対象経費

経費区分	具体的な内容
教育費	ECコンサルティングに係る経費 EC担当者の育成に係る経費
庁費	ECサイトの新設及び改修に係る経費 デジタル広告の製作及び配信に係る経費

2 補助率等

補助限度額	補助率
50万円	補助対象経費の2分の1以内